

施設利用の皆様へ

5月8日（月）から、**新型コロナの感染症法上の位置づけを「5類」に移行**することが正式に決定されました。

これにより、**施設利用料金の還付対応**は以下のとおりとなりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○**還付対象：令和5年5月7日（日）の利用分まで**

⇒インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられる日が5月8日（月）であることから、その前日をもって還付対応を終了するもの

※**4月28日以降にキャンセルのお申し出があった場合、5月7日までは還付の対象、5月8日以降は、還付の対象外となります。**